

平成 21 年 6 月 4 日

部局等の長 様

財 務 部 長

国の第 1 次補正での地域活性化・経済危機対策臨時交付金に対応するための  
補正予算の編成について

昨年秋からの百年に一度とも言われる金融危機に伴い景気や雇用情勢が急速に悪化する中、国においては、国民生活の不安を解消するとともに、地域の雇用を維持するため、平成 20 年度第 2 次補正予算で計上した「地域活性化・生活対策臨時交付金」に続き、「経済危機対策」(平成 21 年 4 月 10 日「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定)に基づき 13.9 兆円の平成 21 年度第 1 次補正予算が編成されたところである。

上記補正予算については、地方公共団体への配慮として「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」(1 兆円)及び「地域活性化・公共投資臨時交付金」(1.4 兆円)が計上され、地方へも多額の交付金が交付される予定である。

現時点では、「地域活性化・公共投資臨時交付金」の配分額等が示されていないが、本市域の厳しい経済状況等を踏まえ、早期発注による景気対策も必要なため「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」(8 億 9,044 万 2 千円)を活用する事業の補正予算を編成し、開会中の 6 月定例会へ追加提案するものである。

活用事業については、「産業・雇用総合支援推進本部」で決定されることとなっているが、日程の都合上、「臨時交付金等幹事会」で決定された別添「経済危機対策臨時交付金事業一覧(案)」を基に、補正予算を編成するので、別紙、留意事項等を厳守し、補正予算の編成作業に望まれない。

なお、「地域活性化・公共投資臨時交付金」については、その詳細が明らかとなった時点で、後日、別途通知することとしている。

(別紙)

地域活性化・経済危機対策臨時交付金に対応するための  
補正予算編成上の留意事項等

補正予算編成上の留意事項

(1) 共通的事項

- ・国の第1号補正予算で計上された「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」(以下、「経済危機交付金」という。)を活用する事業のみの補正予算を編成するものであること。従って、本交付金を活用しない通常事業に係る補正予算については、次回の定例会へ向けた補正予算の編成の中で検討すること。
- ・「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」の活用事業については、原則、市内業者へ発注すること。
- ・「産業・雇用総合支援推進本部」で最終決定された事業のみで補正予算を調整することとしているが、編成日程の都合上、「臨時交付金等幹事会」での決定事業「経済危機対策臨時交付金事業一覧(案)」を基に予算見積書を作成すること。但し、幹事会の決定と推進本部の最終決定の内容が異なる場合は、該当課へ個別に連絡する予定であること。
- ・経済危機交付金を国の第1次補正予算等へ計上されたものの地方負担額へ充当しようとする場合は、当該省庁の採択状況を十分に確認しておくこと。
- ・各事業所管課で財務会計システムへ予算要求入力すること。この際、一般会計の財源充当については財政課で行うため、原課では入力する必要はないこと。  
同一所属で複数事業を実施する場合、同一節・同一細節等の財務会計入力は活用事業毎では入力できないため、所属毎の総括表(様式2を活用)を作成し、予算要求入力を実施すること。
- ・建設部への委任事業とする場合は、建設部と事前協議すること。
- ・資料(業者見積り、現況写真等)はA4サイズで可能な限り添付すること。

(2) 歳入

- ・経済危機交付金については、産業雇用総合振興課で一括計上すること。
- ・経済危機交付金を他の国庫補助事業の地方負担額に充当しようとする場合は、国庫補助事業に係る補助金等も必ず補正予算計上すること。

(3) 歳出

- ・経済危機交付金については、下記の予算科目で一括計上すること。  
(款)02 総務費 (項)01 総務管理費 (項)13 諸費  
(事業)06 地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業  
(細事業)01 地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業

- ・各事業費の把握を容易にするため、活用事業毎に歳出予算見積書(様式 2)等を別葉で作成すること。
- ・臨時交付金等幹事会での「経済危機対策臨時交付金事業一覧(案)」に掲載した事業費が、変更する必要がある場合は、事前に財政課へ連絡し、その指示に従うこと。
- ・経済危機交付金以外の国庫支出金を活用する場合であっても、経済危機交付金を充当する場合は、上記予算科目で計上すること。
- ・歳出予算見積書(様式 2)を作成する場合、事業毎の経済危機交付金の充当額が未確定のため、経済危機交付金は充当せず空欄としておくこと。
- ・新規の補助金等を創設する場合は、その補助要綱(案)を必ず作成し、予算見積書とともに提出すること。
- ・日程の都合上、活用事業毎の事業別説明資料(様式 4)も同時に作成することとしているため、事業概要、必要性等を十分に検討しておくこと。
- ・市総合計画の「基本方針」及び「計画項目」については、経済危機交付金として統一したものを設定しないため、活用事業毎に記入すること。その場合、当初予算見積書に記載した計画項目等との整合を図ること。
- ・今回に限り、歳出予算見積書(様式 2)及び歳出予算積算書(様式 3)の様式を変更しているため、必ず今回提示した様式を使用すること。

#### 特別会計等

- ・経済危機交付金を特別会計等の実施事業に充当する場合は、上記の予算科目へ「事業会計繰出金」としてその事業費を計上すること。
- ・経済危機交付金を活用する特別会計等については、一般会計の補正予算編成スケジュールに合わせ、当該特別会計等の補正予算を編成すること。

#### 平成 21 年度 6 月(第 2 号)補正予算見積書提出期限

平成 21 年 6 月 12 日(金)厳守

補正予算見積書等(様式 1~3)及び事業別説明資料(様式 4)  
紙ベースで一部提出するとともに、電子ファイルのメール送信  
財務会計への予算要求入力を完了させておくこと

日程の都合上、財政課ヒアリングは実施しないため、予算見積書及び関係資料で事業概要等が十分に把握できるようにしておくこと。

理事者査定日程は、平成 21 年 6 月 16 日(火)午後 2 時から峰山庁舎 201 会議室で実施予定